那須塩原市農業委員会

第28回総会議事録

令和4年10月25日(火)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時: 令和4年10月25日(火)午後1時30分~午後2時

2. 場 所:西那須野支所300会議室

3. 出席委員: 19名

会長	3	君島 良一	委員	1 2	藤田一郎
会長職務代理者	2	加藤 拓央	"	13	髙瀬 和夫
委員	1	石﨑 清	<i>II</i>	1 4	松本 忠太
<i>II</i>	4	松本 誠治	<i>II</i>	15	室井 孝美
<i>II</i>	5	金田 廣衛	<i>II</i>	16	江連 節男
"	6	木下 久雄	<i>II</i>	17	槌江 栄作
<i>II</i>	8	秋元 誠	<i>II</i>	18	渡辺 秀一
<i>II</i>	9	大田原 重夫	<i>II</i>	19	島田晴子
<i>''</i>	10	田渕 徹	<i>II</i>	20	竹村 文祥
"	1 1	菊地 寿行			

4. 欠席委員: 1名 7番 三本木 直人委員

5. 議事録署名人の指名: 15 室井 孝美委員、16番 江連 節男委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 非農地判断願いについて
- 4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対 する意見について
- 5) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用 地利用配分計画案の協議に対する意見について
- 6) 報告第1号 農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取下げ について
- 7) 報告第2号 会長専決処分の報告について
- 8) 報告第3号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長 相馬 勇 主事 湯田 雅泉

局長補佐兼農政係長 戸山 みどり 農地係長 佐藤 博之

8. 傍聴人: なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第28回総会を開会いたします。

今回の欠席委員は、三本木 直人委員です。

在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告い たします。

次に、議事録署名人の指名を行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定 める」と規定されております。

総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号15番 室井 孝美委員と、16番 江連 節男委員を指名い たします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、三本木 直人委員欠席のため、事務局から報告を求めます。

佐藤農地係長

議案第1号、番号1番について、三本木委員から提出のあった調書により、代理で報告しま す。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、10月16日、午前11時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、JR那須塩原駅より南へ約2キロメートルに位置しております。

申請に至った理由は、譲渡人が高齢の為耕作出来ず、申請地は進入路もなく周りの田が譲受 人の所有のものの為、以前から借地で耕作していたもので、今回譲渡人の依頼により申請に 至ったものです。

譲受人の経営状況は、コンバイン1台、トラクター1台、田植え機1台を所有し夫婦二人で 主に水稲を作付けし、耕作面積は153アールです。

申請地の耕作予定は、水稲を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。また農地法第3条第2項 各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断しました。

調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員 |議案第1号、番号2番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、10月16日、午後4時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より北東へ約500メートルに位置しております。

申請に至った理由は、今回の申請地は、一部を譲受人が共通の知人の紹介により耕作しておりますが、他のハウス部分は譲渡人がアスパラガスを栽培していました。今回ハウス部分を含め譲受人に譲渡をしたい旨の申し出があり今回の申請に至ったものです。

譲受人の経営状況は、トラクター4台、スプレーヤー、モアコンディショナー、播種機を各 1台保有し、田畑約11へクタールのビール麦と、1アールの野菜類を作付けしています。 申請地の耕作予定は、ビール麦を栽培予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しました。

調査報告を終わります。

議長│報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番及び4番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

松本 忠太委員

議案第1号、番号3番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、10月17日、午後3時頃、申請地で譲受人及び代理人から行いました。

申請地は、井口工業団地より南東へ約300メートルに位置しております。

譲受人は新規就農者です。

申請に至った理由は、現在新築中の居宅の隣接にあることから、農作業、管理等を円滑に進めるために購入に至りました。

譲受人の経営予定は、農機具等はリースでまかない、トラックなどは自己車両を利用し、妻 と共に農耕し将来的には法人化を目指したいとのことです。

申請地の耕作予定は、契約栽培のさつまいもを作付けするとのことです。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しました。

調査報告を終わります。

議案第1号、番号4番について報告します。

農地に賃貸借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、10月17日、午後3時25分頃、申請地で借受人及び代理人から行いました。

申請地は、那須塩原市立三島公民館より南へ約800メートルに位置しております。

借受人は新規就農者です。

申請に至った理由は、親類であり、貸手人は高齢かつ経営規模縮小をしたいとのことで申請 に至りました。

借受人の経営予定は、農機具等はリースでまかない、トラックなどは自己車両を利用し妻と 共に農耕し将来的には法人化を目指したいとのことです。

申請地の耕作予定は、契約栽培のさつまいもを作付けするとのことです。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しました。

調査報告を終わります。

議長 報告

報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員

議案第1号、番号5番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、10月15日、午後1時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、金沢上自治公民館より北へ約100メートルに位置しております。

申請に至った理由は、申請地は、譲受人の所有田と隣接する割り込み田となっており、長年 不耕作地でありました。今回、譲渡人より譲渡の依頼があり、検討した結果、今後の水田耕 作の効率化と不耕作地の解消の為購入することになり申請するものです。

譲受人の経営状況は、水田180アールを所有し、トラクター、田植え機、草刈り機等の農 機具を所有し、水稲と花木の経営を行っています。

申請地の耕作予定は、有効利用が図られるため、水稲を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断しました。

調査報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員

議案第2号、番号1番について報告します。

賃貸借権の設定により、工事用地として一時転用する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、黒磯文化会館より北東へ約350メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、東日本旅客鉄道(株)からJR黒磯変電所への高圧送電線供給申し込みにより、発生した鉄塔改造工事に伴う申請ということです。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、JR黒磯への送電線架線のための工事用地として利用する内容となっております。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

現地調査は、10月21日、午前9時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員

| 議案第2号、番号2番について報告します。

使用貸借権の設定により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より南西へ約1.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、土地所有者の孫娘の夫であり、現在アパートに共働きで生活しています。将来に備え、実家の近くに住み祖父母や両親の生活をサポートし、また子育でについては、両親の手を借りる必要があるために、実家に近いこの土地を選定したとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地 基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

農地との境には庭石及び植栽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、10月21日、午前9時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

報告が終わりました。 議長

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員

議案第2号、番号3番について報告します。

売買による所有権の移転により、社員寮を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市塩原支所より南東へ約3キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、同地域でホテルを経営しており、来年4月に社員の新規採 用を計画しておりますが、採用予定者は社員寮の入居を希望しており、現在の社員寮には 空きがないため、ホテルに近い申請地に土地所有者の協力を得られることになり、今回の申 請に至ったものです。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に社員寮を1棟建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透槽にて処理とします。

周囲に農地はありません。

現地調査は、10月20日、午前9時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「非農地判断願いについて」を議題といたします。

番号1番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員 | 議案第3号、番号1番について報告します。

非農地判断の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、接骨木自治公民館より北西へ約85メートルに位置しています。

現地調査は、10月20日、午前10時20分頃に行いました。

願い出地の現況は、山林となっております。

現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困 難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地 には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに対象地は非農地相当として報告を終わりま す。

議長 報告が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計 画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

議案第4号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、

農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議が あったものです。

議案書5ページが「利用権設定関係」の案件で5件、合計面積は26、128平方メートル となります。

続いて6ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は、14.009平方メートル と なります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき ましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は 決定として問題は無いと思われます。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が 作成する農用地利用配分計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長|議案第5号についてご説明いたします。

議案書フページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます農用地利用配分 計画の案に対し、同条第3項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員から報告書の提出をいただきましたが、 対象の1件、8,455平方メートルにつきましては、同法第18条第5項に規定された計 画認可要件を満たしているとのことから、計画案は妥当とする意見として問題は無いと思わ

議長|説明が終わりました。

れます。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第5号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。

次に、報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取下げについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 | 議案書8ページをご覧ください。

令和4年7月の那須塩原市農業委員会第25回総会で決定され、那須塩原市長から7月29日付けで公告された農地利用集積計画について、農務畜産課から都合により取下げするとの願い出があり受理されたとの報告がありました。

取下げは、議案書8ページの1件、4,842平方メートルとなります。

報告は以上です。

議長|報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

石﨑 清委員 | 何か理由があって取り下げたと思うのですが、その理由をわかる範囲でいいので教えてくだ さい。

佐藤農地係長 大まかな理由は聞いてはいるのですが、取り下げ理由の中では、都合によりということになっています。

議長|他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 追加資料9ページをご覧ください。

県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件で、5条許可が1件、開発許可と同日許可としております。

説明は以上です。

議長│報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

次に、報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移 動)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐 │ それでは、追加資料10ページの報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について (相続等による権利移動)」を御覧ください。

> この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づ き農業委員会に届出が必要とされておりますが、9月の届出の受理状況につきまして、御報 告するものです。

9月は、相続を原因とした権利移動の届出を4件受理しました。

いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人 はおりませんでした。

報告は以上です。

議長│報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第3号を終わりにします。

以上で、全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第28回総会を閉会いたします。